

会 議 録

会議の名称	豊中市市民公益活動推進委員会		
開催日時	令和元年（2019年）5月14日（火）19時00分～20時50分		
開催場所	市役所第二庁舎3階大会議室（東・中央）	公開の可否	<input checked="" type="radio"/> 可・不可・一部不可
事務局	市民協働部 コミュニティ政策課	傍聴者数	0人
公開しなかった理由			
出席者	委員	直田会長、乾副会長、佐藤委員、熊谷委員、浜本委員、真鍋委員、嶋委員、山田委員、吉岡委員、飛田委員、須戸委員	
	事務局	長坂次長兼課長、水谷主幹、大和課長補佐、村上副主幹、山田係長、小嶋係長、三上主査、清水	
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和元年度(2019年度)の取組みについて 2 平成30年度(2018年度)市民公益活動推進施策の実施状況について 3 地域自治組織の活動支援及び形成支援の状況について 4 その他 		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

令和元年度（2019年度）第1回 豊中市市民公益活動推進委員会 議事概要

日 時 令和元年（2019年）5月14日（火）19時00分～20時50分
場 所 市役所第二庁舎3階大会議室（東・中央）
出席委員 直田、乾、佐藤、熊谷、浜本、真鍋、嶋、山田、吉岡、飛田、須戸（敬称略）

議 事 概 要

1. 開会

開会宣言、会議成立の確認、本日の案件及び資料等の確認、飛田委員の紹介。

2. 案件1 令和元年度(2019年度)の取組みについて

資料1：令和元年度(2019年度)市民公益活動推進に関する主な取組みの
スケジュール

資料2：審議会部会設置について

参考：第8期豊中市市民公益活動推進委員会 委員名簿 / 委員会規則

資料に基づき事務局から説明。

委員会規則第5条第5項に基づき、会長の指名により、直田会長を市民公益活動の推進部会の部会長に、乾副会長を地域自治の推進部会の部会長に選任。

副会長

部会ではどこまでを議論の対象とするのか。

事務局

今年度、新たに2つの部会を設置するが、施策の評価に対するより細やかな意見を各委員からいただくことを目的として考えている。部会のあり方については委員会からも意見をいただき、検討していきたい。

副会長

これまでの委員会では、市民公益活動についての議論をする機会が多かった。また、他の審議会等で地域自治について論評する場もない。地域自治の推進部会として、地域自治や地域カルテの取組み等について議論する必要性は感じるが、かなりの頻度で会議を実施する必要がある、回数や役割に限界がある。委員会や部会の役割について整理する必要がある。

会長

部会の役割については、当面は、実施状況報告書に基づく議論や評価をする場とする。これまでに、地域自治システムの検討段階で、別途検討の場を設けて議論したことがあるが、委員会において地域自治について議論する十分な時間がなかった。部会の役割については今後検討していきたい。

案件2 平成30年度(2018年度)市民公益活動推進施策の実施状況について

資料3：平成30年度(2018年度)豊中市市民公益活動推進施策実施状況報告書(素案)

資料に基づき事務局から説明。

委員

41頁に記載の「ちえんサポーター」について、初回の登録が46名あったとのことであるが、どういった方々が登録されたのか。また、同じ頁に記載のある「地域自治組織と学生等若者・NPO等市民公益活動団体との協働」に関しては、どこがイニシアティブをとって実施したのか。

事務局

1点目の「ちえんサポーター」について、新千里北町地域自治協議会において地域づくり活動計画を策定する中で、地域での課題として担い手確保が挙げられ、「ちえんサポーター」の制度を設けた。地域の活動に、サポーターとして無理なくゆるやかな形で入っていただきたいとの目的で創設したものである。夏祭りでサポーター制度の広報を行い、北丘小学校区の住民の登録があった。

2点目の協働の取組みについては、平成27年度からモデル事業として、市民公益活動団体と地域自治組織での協働の取組みを開始したもので、当初は市が両者をつなげていった。両者の関係性ができた後は、団体同士で連携をとって取組みを進めている。

委員

この実施状況報告書は、実績や実態を記載するものとなっているが、現状を分析したり、課題を指摘したりすることまで期待されているのか。

また、地域自治組織の活動報告では、地域自治組織として実施したことのみの記載となっており、地域自治組織に参画している各種団体の取組みは記載されていない。たとえば、校区福祉委員会の活動等も載せていけば、地域自治組織の全体像が見えるのではないかと思った。

会長

今後、この委員会で評価を行い、市が検討結果を示す予定であり、その内容は最終的に報告書に掲載される。今年度は、部会でもう少し細部にわたっての分析を行っていききたい。

地域では、従来から、自治会、校区福祉委員会、公民分館の三者がそれぞれ活発に活動を行い、お互い協力しあいながら取組みを進めてきている。自治会以外の地縁系の団体の動きについても触れるほうが、地域の状況が見えやすいと思う。

事務局

それぞれの部署で、所管する分野の報告書等を作成し、公表していると思われるため、掲載するとなれば調整が必要かもしれない。

会長

地域の視点からいけば、縦割りで限定せず、幅広く状況が見えるようにしてもらえればと思う。地域自治協議会を進める上で、校区福祉委員会や公民分館と一緒に活動を行っていくにあたり、状況がわかっているほうがよいのではないか。

副会長

今の議論は、まさに地域カルテの取組みであるともいえ、実施状況報告書と地域カルテをどう関連づけるのかということにつながる。この委員会では、支援制度が明確にあるものについて、その評

価を行うということに限定されているが、地域自治システムについては、政策的にどんな効果があるのかといった議論をしなければ次の展開がみえない。この委員会が委ねられていることと、現実とのつなぎをどう考えるか。地域カルテの議論が、実施状況報告書の分冊といった形になるかもしれないが、本来は、政策的にどういった効果があるのかの議論をすべきであり、それは市民公益活動助成に関しても言えることである。

事務局

条例に規定があり、市民公益活動の実施状況について報告を行い、委員会で評価いただくことになっている。施策の実施状況のとりまとめが不十分なのかもしれない、現状に至る背景などを説明し、部会でご意見をいただくようにしたい。

委員会の所掌をどうするかは、条例を変えることにもかかわるため、委員会でも意見をいただきながら次の段階として考えなければならない。

会長

部会では、実施状況報告を受けて議論を行い、委員会全体で、市民公益活動の推進及び地域自治の推進について総合的に扱っていく。今後の部会等の進め方について、事務局にて原案を組み立ててもらいたい。

案件3 地域自治組織の活動支援及び形成支援の状況について

資料4：地域自治の取組み校区の状況

資料5：(仮称)「地域カルテ」の作成について

資料に基づき事務局から説明。

委員

広報誌に、とよなか都市創造研究所が地域自治組織の調査研究報告書を発行していると載っていた。この報告書には、これまでの議論や、どういう形で組成されてきたのかという調査研究も含まれているのか。一部500円で販売しているとのことである。

副会長

その報告書との関係はよくわからないが、現在作成を進めている地域カルテは、小学校区単位をベースに各課が持っている情報を集め、地域と付き合うときの基礎知識とし、「虎の巻」をつくろうというのが、作成の趣旨である。豊中市は地域自治システムを条例で定めており、これからはハード面、ソフト面のデータを入れたカルテにより、校区の状況をしっかり把握して、地域と付き合っていくという位置づけのものである。

作成にはアドバイザーとして関わっているが、地域に密にかかわる活動が校区の中でどれくらいあるのか、協議会の中にどういうメンバーが入っているのかを把握しようという方針で進みつつあり、昨年後半くらいから各課からメンバーが集まり、話し合っている。そういう状況自体が成果であると思っている。

委員

以前行った自治会活動調査の結果も反映されているのか。

副会長

自治会活動調査の結果は反映されないが、校区ごとの基礎データや各団体の活動を掲載するなど、内容を充実させようということである。豊中市全体と校区が比較できるデータが必要となる。ただ、比較できることで地域格差を助長することにもなるため、扱いには注意しなければならない。

ところで、地域カルテの作成は、委員会で扱う事項であると考えてよいのか。

事務局

取組みの進捗は委員会で報告する予定である。

副会長

報告を聞くのみか。委員から意見を言うことは可能か。

事務局

意見をいただき、それをふまえて反映できることは反映させたい。ただ、当初収集するデータ項目は固めており、作成に関わる委託業者選定の作業をはじめている。今年度末までには全校区分の定量データの入力を完了し、それ以降に定性データを入れるなど更新作業を行っていく。随時委員会で状況報告を行う。

会長

資料 5 は前年度の委員会の資料と同じ報告内容か。

事務局

以前の委員会では 1 回目までしか報告していない。2 回目と 3 回目の分について、本日が初めての報告となる。

副会長

校区福祉委員会や公民分館の取組みがきちんととらえられているか、この委員会の中で議論されないとすれば、他に議論できる場所がないのでは。

事務局

分野別では校区単位でデータ等をまとめているものがあるかもしれないが、分野を横断して校區別にまとめたものは恐らく無く、そういったものを作って地域と関わる際の基礎データとしたい。

委員

地域カルテは公表されないのか。

事務局

既に公表しているデータや、公表が可能なデータも含まれているが、定性的なデータには公表しづらいものも多くあるため、地域カルテとしてホームページに載せることは、今のところは想定していない。

副会長

そういったことも議論すべきところである。少なくとも項目は提示したほうがよいだろう。定性的なデータについては、主観的なものとの境界があいまいなものがあることから、公表は難しい。各項目をつなげて状況を把握し、地域を理解しようとしているということは、説明できるようにしておいたほうがよい。データへのアクセスの制限等、作り方自体について、議論しているところである。

委員会で、内容の全てに関する議論を出していけるかどうか分からないが、扱おうとしている項目や、使い方、公開するかどうか等をどこかで説明し、決めていかないといけないと思う。その点が

この委員会とどういう関係になるのか。

事務局

地域の人にヒアリングを行ったり、現地を見たりしないとわからない情報もある。そういうことは地域の人と共有しながら作成することを想定しているが、非常にセンシティブな情報は、データ化することで誤って外に出ることもあり得るため、慎重になる必要がある。誰がいつどのように更新するのか、どのように管理するのかなどを、作成の作業と並行して、固めた上で運用したい。

会長

センシティブな情報について、情報公開請求では非開示情報になるかもしれないが、作ったということ自体が問題視される可能性もあり、注意が必要である。作成したものは原則として公開されるのが現在の潮流であり、他の自治体でも地域カルテを公開している。住民や自治協議会と一緒に作っている自治体も多い。

委員

事業活動に関していえば、校区でデータを分けるということにはあまり関わりがないかと思うので、事業者の立場では深い議論には入りづらいように思う。

会長

事業活動においても、小地域別の統計データが店舗の出店等で活用されており、地域の情報というのは事業活動において活用できる部分もあるかと思う。

委員

企業が小地域単位のレベルのデータを持つと、行政が持つ以上にセンシティブな情報となってしまうのではないか。

会長

統計データは全て公開されており、それほどセンシティブな情報というのは無い。ただし編集の方法によっては、取扱いに注意が必要となることもある。

副会長

校区レベルで事業所と防災に関して協力関係を持ったり、小売店舗が福祉分野で地域と協力関係を持っていくといったこともあり、実際に地域から注目されているのは事業所である。地域との関わりを大事にしようとしている事業所もあり、大規模な企業が、まちづくりに協力して地域に貢献している事例もある。事業所もいろいろな側面で地域との関係を持っている。

委員

たとえば、とよなか夢基金に関して企業が期待されることはわかるが、地域が企業にどういう形で関わってもらえるのかというのがあまり見えない。双方向でないといけませんが、そういう議論があまり出てこないように思う。

委員

地域で活動するときには公民分館の活動の状況が大きく影響すると思うが、地域カルテの企画スタッフの中に教育委員会が入っていない。

事務局

庁内で有志を募り、それに応募した職員と、当課から依頼した職員との10名が、企画スタッフになっている。

委員

公民分館やPTAの協力がないと地域での活動ができない実情もあり、地域での活動を進めるために、公民分館やPTA等の状況が把握できるようなカルテになるとよいと思う。

委員

個人的な印象だが、校区といえは小学校だと思うが、子どもを地域でどう育てていくかという話があるのかなのか。そういうことがないと、校区単位でデータを収集してもあまり面白くないと感じた。それから、これは今年度中に全小学校区分を作成するのか。

事務局

来年3月には全小学校区のカルテを完成する予定である。随時更新等を行うため、来年3月時点では完全なものではないが、いったん全小学校区の地域カルテが出来上がるということになる。

会長

防災が基本であることは確かなので、そこからスタートするのはよいと思うが、地域自治組織はまさに総合的な団体であるため、防災以外の地域の課題に対応していないというのは今後の課題である。少し幅を広げていく時期ではないかと感じる。先進的に行っている各地では、産業振興に関わる事業にも着手している例が多い。また、地域に情報をどう提供するかというのが非常に大きな課題となる。

案件4 その他

(1) 協働事業市民提案制度に基づく市民提案について

資料6：令和元年度（2019年度）協働事業市民提案の状況

資料に基づき事務局から説明。

～質問等なし～

(2) 市民公益活動推進助成金事業について

資料7：市民公益活動推進助成金（令和元年度(2019年度)交付分）の
決定内容

資料に基づき事務局から説明。

委員

補足であるが、助成金申込団体に、委員会からの助言等の内容をしっかりと理解してもらえよう、審査後に各団体へ結果を通知する際に記載する委員会意見の書き方を少し変更し、「評価する点」、「助言・アドバイス」、「今後の期待」の3つの項目を設けて記載するようにした。

また、助成金審査部会を今後開催するときに、助成金の制度について検討することになるかと思うが、以前、協働事業の件数が少ないということであったので、敷居を低くするために、協働事業への助成のコースがあってもよいのではと提案したが、委員会での議論を聞き、地域と市民公益活動

団体が協働することに関する提案を出してもらおうということも含めて議論したいと思った。

事務連絡

○平成30年度(2018年度)助成事業の報告会

6月15日(土)13時～ とよなか男女共同参画推進センターすてっぷホール

○協DOカフェ(豊中市における「協働の文化」づくり事業報告会)

6月15日(土)14時～ とよなか男女共同参画推進センターすてっぷセミナー室

○地域自治フォーラム2019

6月26日(水)19時～ 伝統芸能館 ホール

○第2回市民公益活動推進委員会

7月23日(火)19時～ 市役所第二庁舎3階大会議室

3. 閉会